

第 1 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 5 番, 10 番)

開催期日 令和 8 年 7 月 2 1 日

第1回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和8年7月21日 14:00 ～ 15:45

場 所 栗山町役場3階第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 東 庄 基 樹

本日の出席委員

1 番 土 門 雅 一
2 番 吉 尾 由美子
3 番 清 水 哲 矢
4 番 工 藤 正 史
5 番 大 野 浩 司
6 番 山 田 晃 博
7 番 松 田 とも子
8 番 坂 口 卓 也
9 番 叶 内 伯 昌

10 番 大 櫛 和 矢
11 番 柴 田 貴 浩
12 番 田 村 賢 治
13 番 片 山 肇
14 番 吉 田 義 弘
15 番 河 田 直 樹
16 番 川 浦 孝 治
17 番 西 川 満
18 番 鳥 村 正 行

本日の参与員

栗山町農業委員会 事 務 局 長 藤 澤 祐 之

// 事務局主査 成 田 卓 朗

// 事務局主査 東 庄 基 樹

// 事 務 局 員 山 下 倅 生

本日の議事日程

- 日程1 仮議席の指定について
- 日程2 仮議長の選出について
- 日程3 会議録署名委員の指名について
- 日程4 会期の決定について
- 日程5 会長の互選について
- 日程6 会長代理の互選について
- 日程7 諸般の報告について
- 日程8 委員の議席の決定について
- 日程9 部会・小委員会等委員の指名について
 - 1 農地部会委員
 - 2 農政部会委員
 - 3 農地流動化推進委員
 - 4 現地調査小委員会委員
 - 5 運営委員会委員
 - 6 広報委員会委員
- 日程10 委員の担当地区について
- 日程11 報告第1号 農地のあっせん成立について
- 日程12 議案第1号 一般社団法人北海道農業会議普通会员の指名について
- 日程13 議案第2号 地域計画における目標地図の素案の提出について
- 日程14 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について
- 日程15 睦会役員の選出について
- 日程16 農業団体等報告事項

（事務局長）

第1回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員18名、全員出席でございます。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。

本日の議事日程について説明します。

日程1の仮議席については、現在着席している席を仮議席とします。日程2の仮議長の選出まで町長が進行します。

日程3から日程6までは仮議長が進行し、会長及び会長職務代理の選出については一括提案とします。

日程7以降は、栗山町農業委員会会議規則第6条の規定により、新会長が議長となります。

日程1 仮議席の指定について

(町長)

現在着席している場所を仮議席とすることによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、現在着席している場所を仮議席とします。

日程2 仮議長の選出について

(町長)

仮議長の選出方法について、北海道農業会議の指導に基づき、年長者を仮議長とすることによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、年長者を仮議長とします。松田委員を仮議長に指名します。

(仮議長 松田委員)

農業委員2期目の松田です。短時間ではありますが、委員の皆様のご協力をいただきながら議事を進行します。

(公務のため町長が退席しました。)

日程3 会議録署名委員の指名について

(仮議長)

本日の会議録署名委員に、大櫛委員及び大野委員を指名することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、大櫛委員及び大野委員を指名します。

日程4 会期の決定について

(仮議長)

会期の決定でございますが、本日1日によろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議はないようですので、本日1日とします。

日程5 会長の互選について

日程6 会長代理の互選について

（仮議長）

会長及び会長職務代理の選出について、一括提案とすることよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

異議はないようですので、一括提案とします。

どのような方法で互選するとよろしいでしょうか。

（吉尾委員）

互選方法については、従来どおり、北部・中部・南部から各2名、団体推薦委員から1名の計7名で選考委員会を構成し、別室で協議する方法を提案します。

（仮議長）

選考委員会を設置し、別室で協議することよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

異議はないようですので、北部・中部・南部・団体推薦委員ごとに集まっていただき、北・中・南については2名ずつ、団体推薦委員からは1名の選考委員を選出してください。

（選考委員の選出を行いました。）

（仮議長）

再開いたします。

選考委員が決まりましたので、事務局から報告願います。

（事務局長）

選考委員は、北部が吉田委員、吉尾委員、中部が田村委員、柴田委員、南部が土門委員、大櫛委員、団体推薦委員が片山委員です。

以上です。

（仮議長）

選考委員が決まりましたので、これより選考委員会を設置し、別室で協議することとします。

（別室で会長及び会長職務代理の選考を行いました。）

（仮議長）

再開いたします。

それでは、選考委員長から選考結果について報告願います。

（選考委員長 田村委員）

まず選考委員長に私、田村が選ばれましたので私から報告いたします。

選考委員会における協議の結果、会長に鳥村委員、会長職務代理に西川委員を選考しましたので報告します。

（仮議長）

選考委員長から報告がありましたが、会長に鳥村委員、会長職務代理に西川委員を選出することによろしいでしょうか。

（異議なしの声）

異議はないようですので、会長に鳥村委員、会長職務代理に西川委員を決定します。

（会長 鳥村委員）

会長就任にあたり、挨拶を申し上げます。

委員の皆様のご協力をいただきながら、公平かつ適正な農業委員会運営に努めます。

農地利用の最適化、農地の確保と有効利用、遊休農地の発生防止、農地の利用状況調査、担い手への農地集積など、農業を取り巻く課題に委員一同で取り組んでいきます。

皆様のご協力をお願いします。

（会長職務代理 西川委員）

会長職務代理就任にあたり、挨拶を申し上げます。

農業情勢は変化を続けており、変化に対応できる担い手の育成が必要です。農地の流動化対策や担い手育成など、農業委員としての役割を確認し、鳥村会長を中心に委員の皆様と協力して職責を果たしていきます。

（仮議長）

以上で日程6まで終了しましたので、議長を鳥村会長に交代します。

日程7 諸般の報告について

（事務局長）

7月16日に栗山農業未来塾第13期生開塾式が開催され、鳥村会長が出席しました。

日程8 委員の議席の決定について

(事務局長)

栗山町農業委員会会議規則第5条の規定により、委員の議席は任期満了後最初の会議において、くじで定めることとなっています。

会長は18番、会長職務代理は17番とし、残る1番から16番までの議席をくじ引きにより決定します。

くじ引きの結果、次のとおり議席番号を決定しました。

1番 土門雅一

2番 吉尾由美子

3番 清水哲矢

4番 工藤正史

5番 大野浩司

6番 山田晃博

7番 松田とも子

8番 坂口卓也

9番 叶内伯昌

10番 大櫛和矢

11番 柴田貴浩

12番 田村賢治

13番 片山肇

14番 吉田義弘

15番 河田直樹

16番 川浦孝治

日程9 部会・小委員会等委員の指名について

1 農地部会及び農政部会

(事務局長)

栗山町農業委員会部会設置要項に基づき、農地部会及び農政部会を設置します。

農地部会は7名、農政部会は9名で構成し、各部会に部会長及び副部会長を置きます。部会長及び副部会長は、部会内の協議により選出します。

(議長)

部会員の構成について、会長、会長職務代理及び事務局に一任することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、会長、会長職務代理及び事務局に一任します。

(事務局長)

部会員の構成について、次のとおり報告します。

農地部会は、田村委員、土門委員、工藤委員、山田委員、叶内委員、清水委員及び吉尾委員の7名です。

農政部会は、大櫛委員、吉田委員、柴田委員、坂口委員、川浦委員、大野委員、河田委員、松田委員及び片山委員の9名です。

(議長)

ただいま、農地部会及び農政部会の構成について報告がありましたが、各部会の部会長及び副部会長の選出について、各部会に分かれて協議することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、各部会に分かれて協議することとします。

(農地部会及び農政部会で協議)

(議長)

協議が終了しましたので、再開します。事務局から協議結果について報告をお願いします。

(事務局長)

各部会の部会長及び副部会長の協議結果について、次のとおり報告します。

農地部会長は土門委員、副部会長は工藤委員です。

農政部会長は大櫛委員、副部会長は吉田委員です。

(議長)

ただいま、各部会の部会長及び副部会長の協議結果について報告がありましたが、報告のとおり決定することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、報告のとおり決定します。

2 農地流動化推進委員

(議長)

農地流動化推進委員会の地区別委員長及び副委員長について、北部・中部・南部の各地区に分かれて協議することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、各地区に分かれて協議することとします。

（北部・中部・南部の各地区で協議）

（議長）

協議が終了しましたので、再開します。事務局から協議結果について報告をお願いします。

（事務局長）

農地流動化推進委員会の地区別委員長及び副委員長の協議結果について、次のとおり報告します。

北部地区の委員長は吉田委員、副委員長は坂口委員です。

中部地区の委員長は田村委員、副委員長は柴田委員です。

南部地区の委員長は土門委員、副委員長は大櫛委員です。

（議長）

ただいま、農地流動化推進委員会の地区別委員長及び副委員長の協議結果について報告がありました。報告のとおり決定することによろしいでしょうか。

（異議なしの声）

異議はないようですので、報告のとおり決定します。

3 現地調査小委員会委員

（議長）

現地調査小委員会の委員長及び班編成について協議することによろしいでしょうか。

（異議なしの声）

異議はないようですので、現地調査小委員会の委員長及び班編成について協議することとします。

（現地調査小委員会で協議）

（議長）

協議が終了しましたので、再開します。事務局から協議結果について報告をお願いします。

（事務局長）

現地調査小委員会の委員長及び班編成の協議結果について、次のとおり報告します。

委員長は片山委員です。

第1班は、吉田委員、山田委員、清水委員及び片山委員です。

第2班は、河田委員、柴田委員及び大櫛委員です。

第3班は、叶内委員、田村委員及び大野委員です。

第4班は、坂口委員、松田委員及び川浦委員です。

第5班は、吉尾委員、工藤委員及び土門委員です。

(議長)

ただいま、現地調査小委員会の委員長及び班編成の協議結果について報告がありましたが、報告のとおり決定することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、報告のとおり決定します。

4 運営委員会委員

(議長)

運営委員会の委員長、副委員長及び委員について協議することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、運営委員会の委員長、副委員長及び委員について協議することとします。

(運営委員会で協議)

(議長)

協議が終了しましたので、再開します。事務局から協議結果について報告をお願いします。

(事務局長)

運営委員会の委員長、副委員長及び委員の協議結果について、次のとおり報告します。

運営委員会は、田村委員、柴田委員、土門委員、大櫛委員、工藤委員及び吉田委員の6名で構成します。

運営委員長は田村委員、副委員長は柴田委員です。

(議長)

ただいま、運営委員会の委員長、副委員長及び委員の協議結果について報告がありましたが、報告のとおり決定することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、報告のとおり決定します。

5 広報委員会委員

(議長)

広報委員会の委員長、副委員長及び委員について協議することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、広報委員会の委員長、副委員長及び委員について協議することとします。

(広報委員会で協議)

(議長)

協議が終了しましたので、再開します。事務局から協議結果について報告をお願いします。

(事務局長)

広報委員会の委員長、副委員長及び委員の協議結果について、次のとおり報告します。

広報委員会は、次の5名で構成します。

委員長は西川委員、副委員長は片山委員です。

委員は、河田委員、松田委員及び吉尾委員です。

(議長)

ただいま、広報委員会の委員長、副委員長及び委員の協議結果について報告がありましたが、報告のとおり決定することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、報告のとおり決定します。

日程10 委員の担当地区について

(運営委員長 田村委員)

運営委員会において協議した委員の担当地区について、配布資料のとおり報告します。

(議長)

ただいま、運営委員長から報告がありましたが、委員の担当地区について何か質問はありませんか。

(質疑なしの声)

ないようですので、運営委員長の報告どおり決定します。

日程11 報告第1号 農地のあっせん成立について

(事務局)

栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立した農地のあっせんについて、2件を報告します。

番号1 申出者住所・氏名 ○○、相手方住所・氏名 ○○、成立年月日は令和8年7月6日でございます。対象農地につきましては、○○16番地31、地目については公簿が畑、現況が田、面積543㎡のほか3筆、合計4筆でございます。売買価格につきましては、10 アール当たり 田○○円、面積を乗じまして、対価 ○○円となっております。あっせん委員は、田村俊彦委員、田村賢治委員でございます。

番号2 申出者住所・氏名 ○○、相手方住所・氏名 ○○、成立年月日は令和8年7月8日でございます。対象農地につきましては、○○134番地2、地目については公簿が畑、現況が田、面積13,058㎡の1筆でございます。売買価格につきましては、10 アール当たり 田○○円、面積を乗じまして、対価 ○○円となっております。あっせん委員は、大櫛委員、長尾委員でございます。

(議長)

ただいま、事務局から報告がありましたが、何か質問はありませんか。

(質疑なしの声)

ないようですので、次に進みます。

日程12 議案第1号 一般社団法人北海道農業会議普通会员の指名について

(事務局長)

一般社団法人北海道農業会議定款第6条の規定に基づき、普通会员の指名について説明します。北海道農業会議は、会員をもって構成し、会員は、農業会議の地区内の市町村に置かれる農業委員会の会長または当該農業委員会が指名した1名とします。

(議長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、普通会员の指名について何か意見はありませんか。

(質疑なしの声)

ないようですので、採決に移ります。

会長を普通会员として指名することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

よって、会長を普通会员として指名することに決定します。

日程13 議案第2号 地域計画における目標地図の素案の提出について

(事務局)

議案第2号、地域計画における目標地図の素案の提出について、地域計画における目標地図の素案を、別紙のとおり提出することについて意見を求めます。

地域計画は令和7年4月から開始されており、目標地図は、現在の農地の耕作者を基礎として、10年後の耕作者の見込みを示すものです。

令和8年4月から、農業経営基盤強化準備金を取り崩して農地を取得する場合、目標地図に当該農業者が農地の耕作者として位置付けられていることが必要となりました。

このため、今後は売買等が発生するたびに、毎月、目標地図の内容を変更します。

今回の変更は、所有者及び経営者の変更に伴い、目標地図上の耕作者を変更するものです。以上です。

(議長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(質疑なしの声)

ないようですので、採決に移ります。

議案第2号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

よって、議案第2号は原案どおり決定します。

日程14 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について

(事務局)

議案第3号、農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画に定める内容を公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて意見を求めます。今回は所有権移転4件でございます。

整理番号8所 31-1 及び8所 31-2 所有権の移転を受ける者 ○○、農地中間管理機構○○、所有権を移転する者 ○○、申出年月日は令和8年7月6日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○16番地31ほか3筆、現況地目 田、合計面積543㎡でございます。利用目的は水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡し時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10アール当たり○○円、合計○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払い期限につきましては、令和9年2月5日となっております。

整理番号8所 32-1 及び8所 32-2 所有権の移転を受ける者 ○○、農地中間管理機構○○、所有権を移転する者 ○○、申出年月日は令和8年7月8日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○134番地2、現況地目 田、面積13,058㎡でございます。利用目的は水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡し時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10アール当たり○○円、合計○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに指定の金融機関口座に振り込むものとなっております、対価の支払い期限につきましては、令和9年2月5日となっております。

（議長）

ただいま、事務局から所有権移転4件について説明がありました。質問はありませんか。

（工藤委員）

農地の所有権移転について、所有者からいったん中間管理機構へ移転した後、中間管理機構から取得者へ移転する流れでしょうか。

（事務局）

所有者から中間管理機構へ所有権を移転した後、中間管理機構から取得者へ所有権を移転する手続きとなります。

（議長）

ほかに質問はありませんか。

（質疑なしの声）

ないようですので、個別の審議に移ります。

整理番号8所 31-1 及び8所 31-2 について質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

整理番号8所 31-1 及び8所 31-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって、整理番号8所 31-1 及び8所 31-2 は原案どおり決定とします。

整理番号8所 32-1 及び8所 32-2 について質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

整理番号8所 32-1 及び8所 32-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって、整理番号8所 32-1 及び8所 32-2 は原案どおり決定とします。

日程15 睦会役員の選出について

(事務局長)

睦会役員について、次のとおり提案します。

会長 柴田委員

副会長 山田委員

副会長 清水委員

(議長)

睦会役員について、会長及び副会長を協議することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、睦会役員について協議することとします。

(睦会役員について協議)

(議長)

協議が終了しましたので、再開します。事務局から協議結果について報告をお願いします。

(事務局長)

睦会役員の会長及び副会長の協議結果について、次のとおり報告します。

会長は柴田委員です。

副会長は山田委員及び清水委員です。

(議長)

ただいま、睦会役員の協議結果について報告がありましたが、報告のとおり決定することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、報告のとおり決定します。

日程16 農業団体等報告事項

(議長)

農業団体等報告事項について、発言があればお願いします。

(発言なし)

発言がありませんので、日程16番を終了します。

次回総会は、令和8年8月27日(木)午後6時に開催します。

現地調査は、令和8年8月20日(木)午前9時30分から実施します。

現地調査については、吉田委員、山田委員、清水委員、片山委員に、案件の準備を依頼します。

(議長)

以上をもって、第1回栗山町農業委員会総会の全日程を終了します。

今後3年間、委員の皆様のご協力をお願いします。